

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第9号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(塩素消毒の基準)

第12条 条例第15条第9号ア及びエの規定による塩素消毒は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 浴槽湯水の遊離残留塩素濃度を1リットルにつきおおむね0.4ミリグラムに保つとともに、やむを得ず一時的にこれを保つことができない場合にあっては、1リットルにつき1ミリグラムを超えないようにすること。
- (2) 浴槽湯水のモノクロラミン濃度を1リットルにつきおおむね3ミリグラムに保つこと。

第13条第1項第1号の表以外の部分中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）」に改め、同号の表過マンガン酸カリウム消費量の項を次のように改める。

全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合には、滴定法）	1リットルにつき8ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合には、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。）。
---------------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

第13条第1項第2号の表以外の部分中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「全有機炭素の量」の右に「（全有機炭素の量が測定し難い場合にあっては、過マンガン酸カリウ

ム消費量)」を加え、同号の表水素イオン濃度の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同表全有機炭素の量の項を次のように改める。

全有機炭素の量(全有機炭素の量が測定し難い場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、滴定法)	1リットルにつき3ミリグラム以下であること(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。)
---------------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)